

平成28年第12回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年12月26日(月)午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席委員(19名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(なし)

出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

円谷隆男 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	森 正樹	主幹兼次長兼係長	橋本 浩一
主 査	高橋 早苗	表郷分室長	穂積 明
東分室主任主査	長谷川 清		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成28年第12回白河市農業委員会総会を開会します。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が4件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が36件、合わせて46件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

師走のお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございました。めっきり冬も本番を迎えたように、今朝など外の気温計を見ますと、マイナス5度という、周り中真っ白で、今年一番寒かったのかなというような印象を受けました。

最近の新聞等の報道を見ておりますと、農業予算が民主党政権に移行する以前に回復というような報道もなされております。補正予算を混ぜて当時の金額くらいに、1,700億、それから4,000億ということで、5,700億くらいに戻ったと報道されておりますが、中身につきましては、まだまだ農業団体として米の生産調整、来年でなくなります、飼料用米とか、畜産の関係の予算とかというものを恒久的にとっていけるような要望、要請等をほかの農業団体とともに、農業委員会も要請、要望等を続けてまいりたいと思っております。

本日、案件につきましては、先ほど局長のほうからありましたが、全部合わせまして46件ほどご審議いただくようになります。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ただいまから28年の第12回白河市農業委員会総会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、1番、早津委員、2番、高橋委員の兩名を指名いた

します。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

円谷隆男委員であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

平成28年12月26日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高橋主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 地区担当の橋本です。

去る12月21日に、鈴木委員と譲渡人の代理人、譲受人と4人で現地を調査いたしました。申請書並び土地の問題に関しては、何も異常ありませんでした。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 地区担当の山内です。

12月23日金曜日夕方、譲渡人とは電話にて確認し、譲受人とは申請場所にて確認しました。

申請内容には何も問題はないので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る12月25日に、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は事情により不在のため、12月24日に電話で確認しました。譲受人は事情により不在のため、父親にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺担当の矢内です。

この件につきましては、12月17日に譲渡人が都合悪いということで、譲受人の立ち会いのもと、緑川委員さんと3名で現地調査を行いました。その際、申請内容に相違ないと思われるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成28年12月26日提出。会長砂塚功。

会長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

非線引き都市計画用途地域の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 白河、西部地区担当の佐藤良一です。

この案件につきましては、12月24日、早津和一委員と確認いたしております。譲受人、それから譲渡人に現地の方へ来ていただきまして、この内容について確認いたしました。

周囲の農地への影響もないと思われまますので、皆様方のご審議よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その2朗読】

公共施設至近距離区域内農地に該当することから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

さらに、農地面積が3,000平米を超えますので、1月に開催されます県の常設審議会において審議の後、許可が出るということを申し添えます。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 地区担当の橋本です。

今回の申請に対して、地区担当の鈴木委員と譲渡人、譲受人の代理人と現場で立ち会って協議しました。申請内容は適正であり、何ら問題がないので、皆様の審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

北野委員。

北野委員 この営業内容というのはどういう営業をするのか、そのことをちょっと聞きたいと思います。

会 長 事務局。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長）

扱っている品目は、薬品、アルコール、雑貨、あと生鮮以外の食料品、こういったものを取り扱っています。

会 長 北野委員。

北野委員 了解。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 16ページをごらんください。

【その3朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の準工業地域に指定されることから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われれますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤です。

この案件につきましては、譲渡人に24日に立ち会いをお願いしたところ、都合で来られないということでしたので、電話差し上げた23日に、私の方でこの内容についてお聞きしまして、相違のないということを確認いたしております。それから、譲受人には12月24日に早津和一委員と現地確認をした際に立ち会っていただきまして、内容に相違ないということを確認

認いたしております。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 21ページをごらんください。

【その4朗読】

公共施設至近距離区域内農地に該当することから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 白坂地区担当の齋藤です。

今回の申請について、去る24日に、山本委員さん、矢野委員さんとともに現地調査を行いました。譲渡人とは電話にて確認をいたしました。譲受人とは現地にて申請内容について確認いたしました。今回の転用による周辺の農地への影響については、特に問題がないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 26ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の主として第1種農地以外事業、具体的には、申請時の農地が全体事業の中の3分の1を超えなければ第1種農地でも事業ができるという例外規定に該当することから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請につきまして、譲渡人には高橋委員さんが12月20日午後3時45分から電話で確認しました。確認した内容につきまして、相違ないというふうなことを確認いたしました。また、譲受人立ち会いのもと、12月21日、高橋委員さんと一緒に午後1時30分から確認いたしましたところ、内容について相違がないというふうなことでした。今回の農地転用につきまして、周辺農地への影響については特段問題がないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

北野委員。

北野委員 許可することには問題ないと思いますが、この排水路、申請地から上に上がってT字路になる所に家がございますね。ここの排水のことで、夏になると流れが悪くて非常に臭いがして困ると言われて現地に行ってきたことあるんだけど、今はどのような状況で流れがなっているか。そうしないと、これ合併槽で設置して浄化して流すとなっているけれども、近所の隣から苦情の来ないようにできるのかどうかということが一つの問題です。その辺はどうなのか。

会 長 事務局

事務局（橋本主幹兼次長兼係長）

現況写真を撮りに行った際、近くを確認したところ、排水路につきましては水が流れていたということで、浄化槽の水についても十分流れるというふうに確認はしております。

会 長 北野委員。

北野委員 問題ないということですね。

会 長 事務局。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長）

現地確認をしたときに、水量はあると確認しています。

会 長 はい。

北野委員 はい、了解。

会 長 そのほかございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 31ページをごらんください。

【その6朗読】

非線引き都市計画用途地域の第1種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この案件につきましては、12月24日に、早津和一委員と2人で確認させていただいております。設定人は遠方地なものですから、弟さんに立ち会っていただけということになりました。現地のほうへおいでいただきました。それから、被設定人に立ち会っていただいております。一時転用ということで、継続してまた使うというこの内容について相違ございませんでした。周りの農地にも影響ないと思われまますので、皆様方のご審議よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 36ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成28年12月26日提出。会長砂塚功。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第35号並びに所有権の移転第1号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第35号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

ほかに相対的にご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ご覧ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。

それでは、事務局より説明がありますので、お聞きください。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず1点目でございますが、平成29年の総会の予定表を配付しましたので、日程の確認をお願いいたします。

次に、2点目ですが、先月の総会で決定いただきました平成29年度の農作業労賃協定表を配付いたしましたので、ご確認をお願いいたします。また、あわせまして賃借料情報をお配りしておりますので、ご活用をお願いしたいと思います。

最後に、次回の総会につきましては、1月27日金曜日、午後3時30分からこの場所で開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ほかに質問等、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第12回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2時55分)
